

財団法人鳥取市環境事業公社寄附行為

昭和45年6月29日

設立許可

変更	昭和46年6月25日	昭和52年11月14日
	昭和55年5月30日	昭和58年12月8日
	昭和61年4月1日	平成4年6月15日
	平成11年5月27日	平成18年2月1日
	平成18年6月14日	

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人鳥取市環境事業公社という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を鳥取市秋里1031番地2に置く。

(目的)

第3条 この法人は、鳥取市及びその周辺町村において、廃棄物の衛生的な処理その他環境を保全するために必要な事業を行うことにより、生活環境の清潔の保持及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 廃棄物の収集、運搬及び処分
- (2) 前号の規定により収集した廃棄物から選別した有価物の販売
- (3) 浄化槽の維持管理
- (4) 下水道管渠の清掃及び補修
- (5) 公共下水道のポンプ施設及び終末処理場の運転業務
- (6) 簡易水道施設の点検
- (7) その他この法人の目的を達成するため必要と認める事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別紙財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別紙財産目録中、基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(剰余金の処分)

第10条 会計年度に剰余金を生じたときは、理事会の議決により基本財産に繰り入れ、又は翌年度に繰り越しするものとする。

(予算及び決算)

第11条 この法人の収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は、年度終了後2箇月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第11条の2 この法人の借入金（その会計年度の収入をもって償還する借入金を除く。）については、理事会において、理事の現在数の3分の2以上の同意を得たうえで、主務官庁の承認を受けなければ借り入れることができない。

(会計年度)

第12条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員及び事務局

(役員の種類別)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- | | |
|----------------------|-----------|
| (1) 理事長 | 1人 |
| (2) 常務理事 | 2人以内 |
| (3) 理事（理事長及び常務理事を含む） | 6人以上10人以内 |
| (4) 監事 | 2人以内 |

(役員を選任等)

第14条 役員は、理事会において選任し、鳥取市長の承認を得て定める。

- 2 理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、会務を統轄する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、常務を処理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が定めた順序によりその職務を代行する。
- 4 監事は、民法（昭和29年法律第89号）第59条の職務を行う。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において理事の現在数の4分の3以上の同意により解任することができる。

(報酬等)

第17条の2 役員に報酬を支給することができる。

- 2 役員には、勤務の執行に要した費用を弁償することができる。
- 3 役員報酬及び費用弁償に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第18条 この法人に事務局を置く。

- 2 事務局に職員若干名を置き、理事長が任免する。

第4章 理事会

(構成)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第20条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) 業務方法書の制定及び改正
- (4) 借入金最高限度額の決定
- (5) その他この法人の運営に関する重要事項

(召集)

第21条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事の現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して理事会開催の請求があったときは、理事長はすみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第22条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は外の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過
- 2 議事録には、出席理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第27条 この寄附行為は、理事会において理事の現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の許可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第28条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事の現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の許可があったとき解散する。

2 解散のとき存する残余財産は、鳥取市に帰属するものとする。

第6章 雑則

(委任)

第29条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、主務官庁の許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条及び第20条第1号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和46年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、別紙のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、昭和47年3月31日までとする。

附 則（昭和46年6月25日）

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則（昭和52年11月14日）

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則（昭和55年5月30日）

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則（昭和58年12月8日）

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日）

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則（平成4年6月15日）

この寄附行為は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成11年5月27日）

この寄附行為は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成18年2月1日）

この寄附行為は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成18年6月14日）

別紙（第5条関係）

財 産 目 録

基 本 財 産

500,000 円

基 本 財 産					
種 別	所在又は名称	数 量	単 価	金 額 (評価額)	寄附者氏名
1 流動資産				円	
1 現 金				500,000	鳥 取 市
1 定期預金					

別紙（附則第4項関係）

財団法人鳥取衛生公社役員名簿

種 別	氏 名
理 事	木 本 正
理 事	小 谷 忠太郎
理 事	中 島 利 実
理 事	山 部 憲太郎
理 事	宮 本 芳 晴
理 事	岸 本 秀 雄
理 事	土 師 功
理 事	田 中 則 義
理 事	三 谷 信 也
理 事	内 田 正 男
監 事	永 見 国
監 事	野 口 正 彦